

奈良県立教育研究所管理運営規則等の一部改正について

事業推進等のために、教育研究所組織の改編等を行うとともに、奈良県立教育研究所管理運営規則及び奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正を行う。

教育研究所組織の改編

- ① 教員免許状更新制の発展的解消後の新たな研修体系の構築、研修履歴システムの開発など、教職員の資質向上に向けた環境づくりを推進するため、教育研究所内にネットワーク型組織「次世代型教職員支援センター」を設置。
- ② 「次世代型教職員支援センター」設置に伴い、「教育経営部」を「教育企画部」に改称し、「研究推進係」と「教職員研修係」の2係体制に改編。
- ③ 「教育情報化推進部」において、高校におけるＩＣＴを用いた新しい学びの創造を研究開発するため、「学習指導係」を「高校教育情報化係」に改編。
- ④ 「教育支援部」において、不登校児童生徒への支援業務を充実するため、「生徒指導係」、「支援・相談係」に改編。

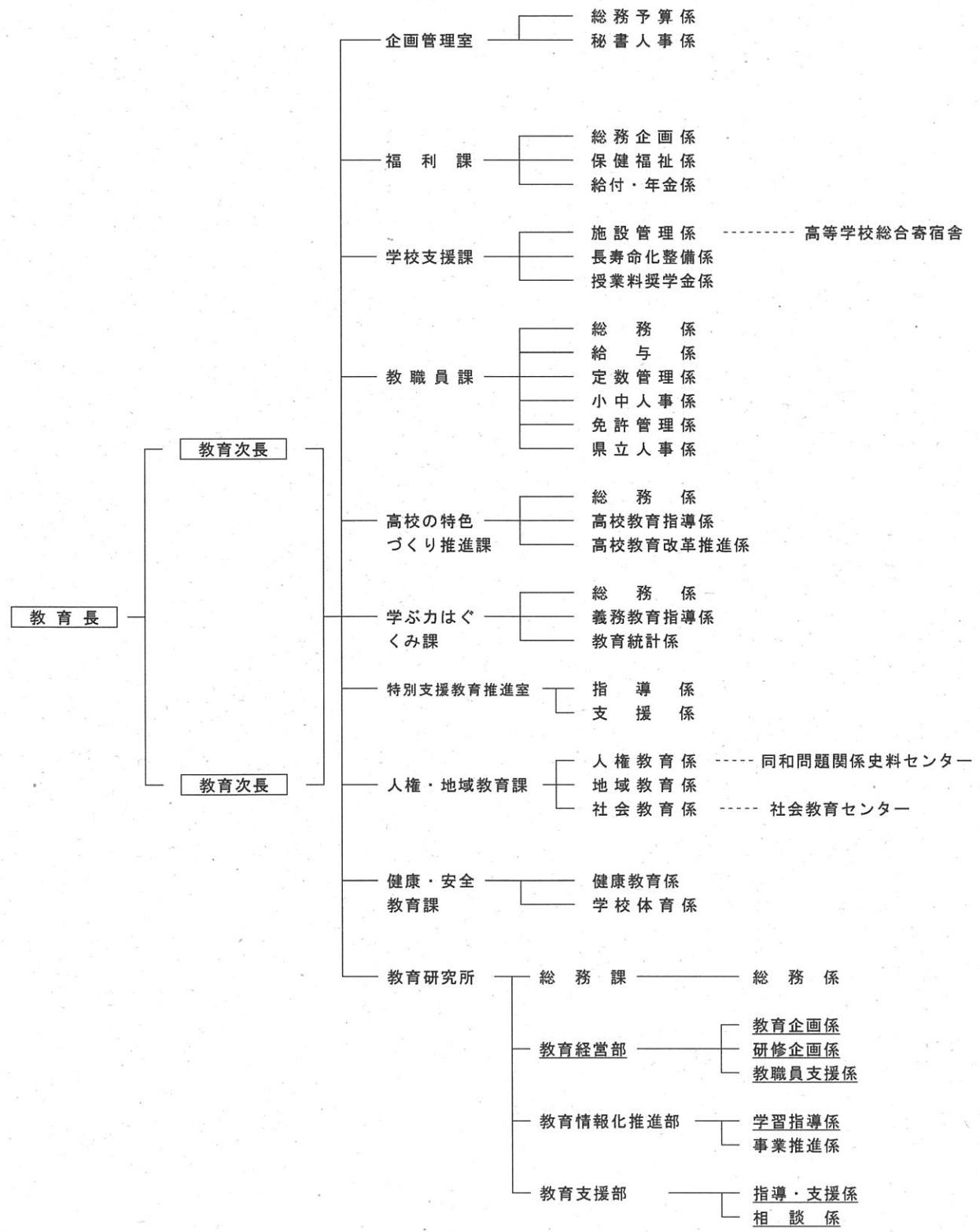
教育研究所職員の職の追加

- ① 次世代型教職員支援センター所長及びセンターチーフの職を追加。

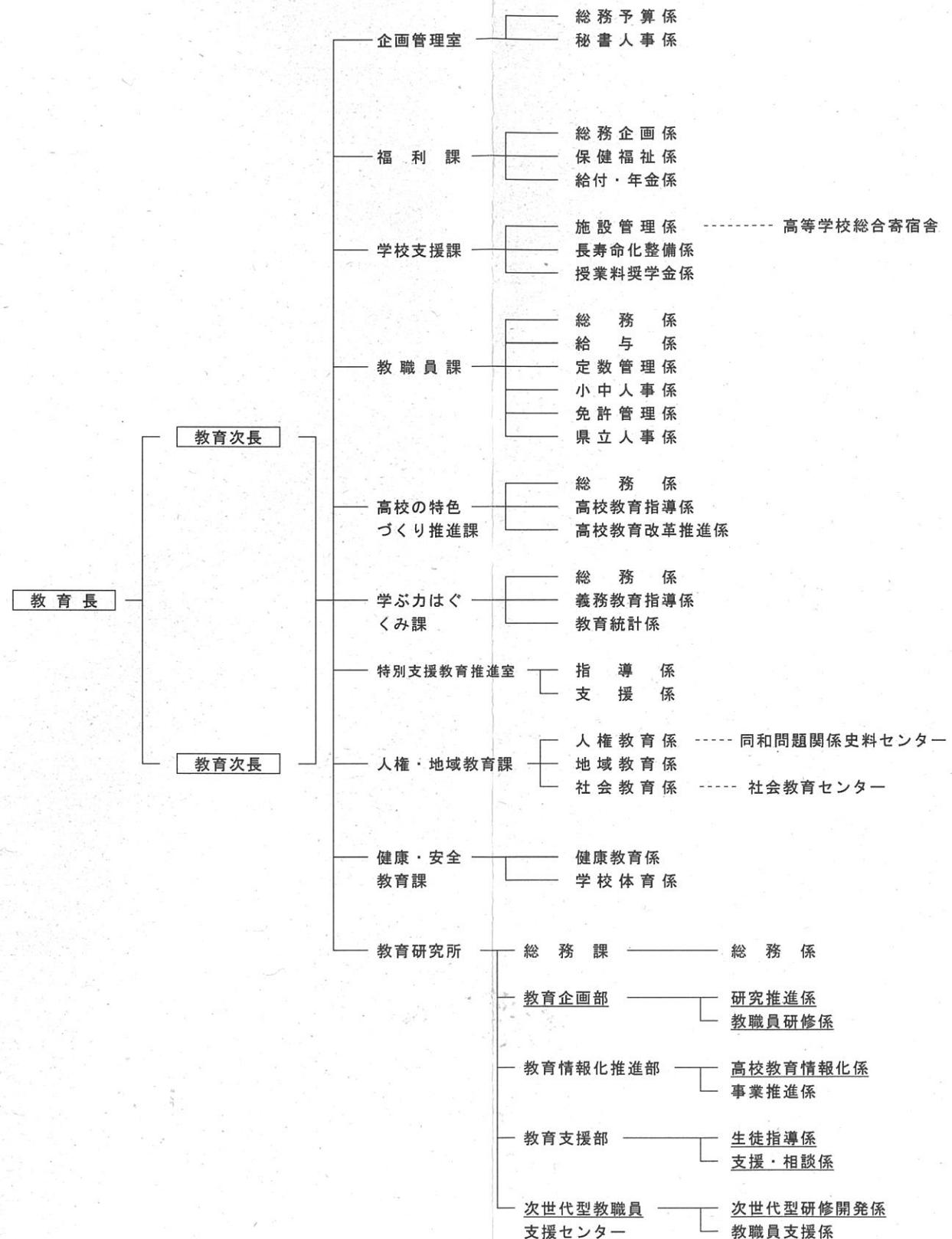
分掌事務の見直し

- ① 「次世代型教職員支援センター」設置に伴い、研究所内の分掌事務を見直す。
- ② 県立中学校に関する事務を「学ぶ力はぐくみ課」から「高校の特色づくり推進課」へ移管。
- ③ 「高校の特色づくり推進課」と「教育研究所」間の分掌事務を整理。

奈良県教育委員会事務局組織 (R4. 4. 1 ~)



奈良県教育委員会事務局組織 (R5. 4. 1 ~)



訓令名	理由	要旨
奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局及び奈良県立教育研究所における組織及び事務分掌の変更に伴い、所要の改正を行うもの。	<p>1 奈良県立教育研究所の組織及び分掌事務の変更 次世代型教職員支援センターを新設し、教育経営部及び教育情報化推進部の所掌事務の変更等を行う。 (第2条、第3条、第4条及び第5条)</p> <p>2 施行期日 令和5年4月1日から施行する。</p>

奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のとおり改正する。

第二条第一項中「及び部」を「、部及びセンター」に、「教育経営部」を「教育企画部」に、「教育支援部」を「教育支援部」に改め、同条第二項中

「教育支援部」に改め、同条第三項中

「部」の下に「及びセンター」を加える。

第三条中「及び部」を「、部及びセンター」に改め、同条教育経営部の項中「教育経営部」を「教育企画部」に改め、同項第一号を次のように改める。

一小・中学校の教科教育に関する学校の支援及び調査研究に関すること。

第三条教育経営部の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削る。

第三条教育情報化推進部の項第一号中「教科教育」を「高校の教科教育」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第三条教育情報化推進部の項の次に次のように加える。

次世代型教職員支援センター

- 一 教育関係職員の研修に関すること。
- 二 他機関との連携に関すること。
- 三 学校経営に関する指導及び助言に関すること。
- 四 学校経営に関する調査研究に関すること。
- 五 奈良県次世代教員養成塾の運営に関すること。
- 六 教員の復職支援に関すること。

第四条第一項中第十二号を第十四号とし、第五号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 センター次長

第四条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 センター所長

第五条中第五項から第十一項までを二項ずつ繰り下げ、第四項を第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 センター次長は、センター所長を補佐しその命を受けて事務を処理する。

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 センター所長は、上司の命を受け、センターの事務を処理する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

	改 正 案	現 行
(組織)	(組織)	
第一条 教育研究所に、次の局、部及びセンターを置く。	第二条 教育研究所に、次の局及び部を置く。	
二 略	二 略	
教育企画部	教育企画部	
教育支援部	教育支援部	
次世代型教職員支援センター	教育経営部	
事務局に課及び係を、部及びセンターに係を置く。	2 事務局に課及び係を、部に係を置く。	
(分掌事務)	(分掌事務)	
第三条 教育研究所の局、部及びセンターの所掌事務は、次のとおりとする。	第三条 教育研究所の局及び部の所掌事務は、次のとおりとする。	
略	略	
教育企画部	教育経営部	
一 小・中学校の教科教育に関する学校の支援及び調査研究に関すること。	一 教育関係職員の研修に関すること。	
(削る)	(削る)	
二 略	二 略	
(削る)	(削る)	
五 略	五 略	
(削る)	(削る)	
二 略	三(5) 略	
教育情報化推進部	六 キヤリア教育及びインターンシップの推進に関すること。	
一 高校の教科教育に関する学校の支援及び調査研究に関すること。	七 略	
二 略	八 新任校長等の学校経営に関する指導及び助言に関すること。	
教育情報化推進部	九 奈良県次世代教員養成塾（後期）に関すること。	
一 教科教育に関する学校の支援及び調査研究に関すること。	二 略	
二 略	三 教科等における言語活動の推進に関すること。	
三(5) 略	四(6) 略	

次世代型教職員支援センター

- 一 教育関係職員の研修に関すること。
- 二 他機関との連携に関すること。
- 三 学校経営に関する指導及び助言に関すること。

四 学校経営に関する調査研究に関すること。

五 奈良県次世代教員養成塾の運営に関すること。

こと。

六 教員の復職支援に関すること。

(職員の職)

第四条 略

一及び二 略

三 センター所長

四 及び五 略

六 センター次長

七 及び八 略

(職務)

第五条 略

2 略

3 センター所長は、上司の命を受け、センタ

ーの事務を処理する。

4 及び5 略

第七条 略

6 センター次長は、センター所長を補佐しそ

の命を受けて事務を処理する。

7 及び8 略

(職員の職)

第四条 略

一及び二 略

三 及び四 略

五 及び六 略

第五条 略

2 略

3 及び4 略

第五条 略

略

第七条 略

5 及び6 略

第七条 略

略